

「晴れの国C N F連絡会」規約

(名称)

第1条 本会は、「晴れの国C N F連絡会」(以下「本会」という。)と称する。

(趣旨)

第2条 本会は、岡山県内外の企業、公設試験研究機関、国立研究開発法人及び高等教育機関と岡山県の相互間の連携を通じて、セルロースナノファイバー及びセルロースナノファイバー利用製品(以下「C N F等」という。)の実用化を推進し、県内で環境に配慮した新たなバイオマス産業を創出する。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) C N F等の実用化に向けた研究開発の推進
- (2) 人的ネットワークの拡充及び企業間のマッチング
- (3) C N F等の実用化に向けた課題の検証
- (4) 国内外の最新動向等の情報共有
- (5) その他、本会の設立趣旨に沿う事業

(会員)

第4条 本会の会員は、県内外を問わず、C N F等の研究開発、利用及び販売に関心を有する研究機関、企業、団体及び個人等で構成する。ただし、本会の趣旨に反すると認められる場合は、役員会において除名することができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名

2 会長は、岡山県工業技術センター所長をもって充てる。

3 副会長及び幹事は、C N F等に関する知見を有している会員の中から、会長がそれぞれ指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 役員は、役員会を構成し、会務を執行する。

(アドバイザー)

第7条 会長は、第3条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(勉強会の設置)

第8条 会長は、必要に応じて勉強会を置くことができる。

(会費)

第9条 会費は、徴収しない。

(事務局)

第10条 本会は、事務局を岡山県産業労働部産業振興課に置く。

2 事務局は事務の一部を第三者へ委託することができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和3年3月23日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。